総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 御中

# 「『情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備 の在り方に関する研究会』最終報告草案」 に対する意見の提出について

平成14年5月27日株式会社NTTドコモ

### はじめに

- ■「『情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の 在り方に関する研究会』最終報告草案」について、意見提 出の機会をいただき、厚〈御礼申し上げます。
- つきましては、当社の意見を次のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

### 1.プラットフォームレイヤー等における競争環境整備に関する意見(1/3)

#### 基本的考え方

当該分野は、本報告草案でも明記されている通り、「ブロードバンド化が進展する中での新たなビジネスモデル」と位置づけられ、市場としては創成期に位置づけられると考える。

また、当該市場においては、各プレイヤーが自らのリスクのもと創意工夫を凝らして事業を展開している最中であり、「ブロードバンド化の流れを加速化し、活発な競争を通じた多様な事業展開を可能」とするには、一定の創業者利益を許容するなど、各プレイヤーの最大限の力を発揮しうる環境が求められ、新たに規制を加えることは妥当ではない。

この点は、現行法のもとでのいわゆる「市場支配的な事業者」とされているか否かによらないところであり、「市場支配的」だからといって規制格差を設ける合理性は存在しないものと考える。そもそも移動体通信市場における競争は十分進展しているところであり、料金・アクセスチャージの低廉化、サービスの多様化状況も考慮すると、このような非対称規制の必要性は乏しく、解消すべきものと考える。

当社をはじめ各移動体通信事業者においては、iモード、ezweb等モバイルインターネットサービスを提供しているところであるが、その先駆けである当社のiモードについても当初から順調な伸びを示した訳ではなく、創業者リスクを負いつつ、各種の創意工夫や企業努力を凝らした結果であると認識している。

## 1.プラットフォームレイヤー等における競争環境整備に関する意見(2/3)

頁	最終報告草案	ドコモ意見	修文案
P.27	(3) この点、上記のKDDIの事例の他、固定系分野においてもNTT東西の提供するLモードにおいて、同様の観点から選択画面に「選べるメニューリスト」項目を設置していること等を踏まえつつ、同様の措置が積極的に講じられることが期待される。	他社ポータルの一覧表表示は、ブックマーク機能によるURL登録に比べ大き〈ユーザ利便の向上に寄与していると断定できないこと、また、ポータルの差別的取扱いにつながる可能性があることから、当該記述は適切でない。「実効性が確保されるかどうかについては、なお今後の動向を注視(P.27)」という本文の趣旨も踏まえると、少な〈とも「同様の措置」の表現は変更を要する。	削除または以下の表現  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 1.プラットフォームレイヤー等における競争環境整備に関する意見(3/3)

頁	最終報告草案	ドコモ意見	修文案
P.27	・・・特に、市場支配的な事業者については、コンテンツプロバイダ等の業務について不当に規律し又は干渉することは電気通信事業法の禁止行為に該当し、総務大臣の停止・変更命令の対象とされている。このため、実態に即して当該禁止行為の明確化を図る観点から、必要に応じ「競争ガイドライン」を見直し、移動通信事業者とコンテンツプロバイダ等との間の取引に係る「電気通信事業法上問題となる禁止行為」の更なる具体化を図ることが有効であると考えられる(平成13年11月に策定・公表された当該ガイドラインは1年以内を目途に見直すこととされている)。また、この際、パブリックコメントの実施等により、コンテンツプロバイダ等の意見等を十分踏まえることが必要である。  この際、当該レイヤーにおいて各事業者が収益性の高いビジネスモデルの構築に向け、投資リスクを負いつつ様々な取組みを進めていることに鑑みれば、競争ルールの導入により、これらの事業者の事業活力を削ぐことのないよう留意する必要がある一方、例えば、ネットワークレイヤーにおける市場支配的な事業者がプラットフォームレイヤーに進出する場合の公正競争条件の確保等については特に慎重な対処が求められる。	市場としては創成期にあり、各プレイヤーが自らのリストのもと創意工夫を凝らしている状況をふまえると、現行法のもとで「市場支配的」とされているか否かによらず、各プレイヤーの最大限の力を発揮しうる環境が求められ、新たに規制を加えることは妥当ではない。従って、現時点で「市場支配的事業者」に特化した規制の検討を前提とした記述は適切でない。  また、本報告草案にもある通り、「コンテンツレイヤーにおいてキラーコンテンツを保有するコンテンツノプロバイダ等が特定のデリバリーチャネルのみに排他的に配信するといったケースが想定され、こうした場合には、コンテンツレイヤーに市場支配力が発生し、下位レイヤーにおいてこれを濫用する可能性や、欧州の例にみられるような端末メーカがネットワークレイヤーに対して市場支配力を濫用する可能性も否定できない以上、ネットワークレイヤーに対して市場支配のは適切ではない。	下線部削除

### 2. 端末レイヤーに関する意見(1/3)

#### 基本的考え方

通信事業者のインセンティブ戦略については、外部チャネルによる市場競争の活性化の実現につながっているととらえるべきであり、一概に否定できるものではない。

そもそも、端末販売の分野は経営の自主的判断で決定すべき分野であり、規制はなじまないものであると考える。

このレイヤーにおける新たな規制は、キャリアの創意工夫の取り組みを制限することとなり、公正競争の実現や、端末機器の多様化、国際競争力はもちろんユーザのサービス選択権において 大きな支障となるものと考える。

## 2. 端末レイヤーに関する意見(2/3)

頁	最終報告草案	ドコモ意見	修文案
P.44	(1) 端末販売のインセンティブが通信料金に上乗せされることにより、端末の買い替えに積極的(頻繁)なユーザと消極的なユーザとの間でのコスト負担の不公平性が生じている面があり、インセンティブの回収部分の料金を徴収し続けることは問題が多いと考えられる。例えば英国OFTELにおいても、インセンティブ回収期間を標準的に12ヶ月と判断し、個別事案ごとに判断されてはいるものの、基本的にインセンティブ回収後はUIMロックの解除を進めているところであり、我が国においても、同様のUIMロック解除の在り方について検討を開始する必要があるものと考えられる。	「不公平性が生じる」という点については、端末買い替えの機会は等しく与えられているわけで、「不公平」という指摘は当たらない。通信事業者のインセンティブ戦略については、外部チャネルによる市場競争の活性化の実現つながっているととらえるべきであり、また、諸外国においてもインセンティブ戦略は一部の国を除き(注)一般的に行われていることをふまえると、一概に否定されるものではなく、また、端末販売の分野は経営の自主的判断で決定すべき分野であり、規制はなじまないものと考える。  (注)イタリアのキャリアはプリベイトサービスの普及率が高いこと、また、これ以上市場を刺激する必要がないといった判断からインセンティブ戦略をとっていない。	(1) インマンティブの信料を した後もファインのは した後もファインのとはから はからのではからでは はからのではからでは はからでは がとしる。 はいでは はいでは はいでは はいでは はいでは はいでは はいでは はいで

## 2. 端末レイヤーに関する意見(3/3)

頁	最終報告草案	ドコモ意見	修文案
具	取於報口早未	ドコモ思兄	<b>心</b> 又采
P.45	(3) UIMロックを一定期間後に解除することとした場合、ユーザは所有している端末を引き続き利用したまま、通信事業者を変更することが可能となるが、現在、移動通信サービスの分野では番号ポータビリティが実現しておらず、このため、通信事業者の変更に際しては番号の変更を余儀なくされることとなり、ユーザ利便の観点からは問題が残る。	移動体通信における番号ポータビリティは、固定通信とはそもそもユーザニーズが異なるものと考えられ、実現のために必要なコストと、それに見合う効用が果たせるのか、慎重に検証することが必要である。	UIMロックを一定期間後に解除することとした場合、ユーザは所有している端末を引き続き利用したまま、通信事業者を変更することが可能となるが、現在、移動通信サービスの分野では番号ポータビリティが実現しておらず、このため、通信事業者の変更に際しては番号の変更を余儀なくされることとなり、ユーザ利便の観点からは問題が残るとの指摘もあるが、実現のために必要なコストとそれに見合う効用が果たせるのかなどを含めて、慎重な検討が必要である。(・・・略・・・)
P.46	(4) WAP2.0にはオプション部分が依然として存在しており、各事業者のモバイルインターネットサービスに関する規格が完全に標準化される見通しは得られていない。	UIMカードのロック解除の効果を上げるためには、モバイルインターネット分野における規格標準化が必要であるとの認識は本報告(草案)で指摘されている通りと考えるが、インターネットはデファクトスタンダードの世界であり、完全な標準化がなされてからサービスを開始しているものではない。また、日本においては、各キャリアが多様なネットワークサービスを新たに開発・提供することで競争を展開しており、有効に機能してきたとの事実認識の中で、オプション部分を含め完全に標準化することは、キャリアの創意工夫の取り組みを制限することとなり、公正競争の実現や、端末機器の多様化、国際競争力はもちろんユーザのサービス選択権において大きな支障となるものと考える。	WAP2.0にはオプション部分が依然として存在しており、各事業者のモバイルインターネットサービスに関する規格が完全に標準化される見通しは得られていないが、インターネットの現状をふまえると完全な標準化が必要であるか否かも含め、今後検討していく必要がある。

### 3. [P化の進展に対応した競争環境整備に関する意見(1/2)

#### 基本的考え方

ネットワークレイヤーへの参画が容易になることに比例し、レイヤーの垂直統合化が進む一方で、 それぞれの得意分野を生かしたレイヤー機能分離が一層進展するなど、多様なビジネスモデル が出現するものと考える。

このように、レイヤーの垂直統合化と機能分離という両極のベクトルが存在する状況や新市場として創成期にある状況、更には、機能のアンバンドルニーズが生じるか否かに係わらず全ての上位レイヤーサービスについて、アンバンドルを前提としたサービス開発のために必要となる期間やコストをふまえると、規制として機能のアンバンドル義務を導入することは適切とは言いがたい。

この点は、現行法のもとでのいわゆる「市場支配的な事業者」とされているか否かによらないところであり、また諸外国でも移動体通信事業者に対する機能のアンバンドル規制等存在しないこともふまえると、規制としては突出したものである。

### 3. IP化の進展に対応した競争環境整備に関する意見(2/2)

頁	最終報告草案	ドコモ意見	修文案
P.62	(2)また、サービス競争の観点からは、ブロードバンドサービスの提供に必要なネットワーク要素や認証・課金等のプラットフォーム機能について、市場支配的な事業者の提供する当該機能のアンバンドル化を推進する必要がある。	中間報告において触れられていなかった「市場支配的な事業者の提供する機能のアンバンドル化」が今回記述されているところであるが、下記の理由により、規制としてアンバンドルの義務化を前提とするのは適切でない。	削除
	(1) ・・・・この際、市場支配力があると認定された市場については、必要に応じて機動的に当該市場における市場支配力と密接に関連するサービス提供機能のアンバンドル化を図ることにより、協働型ビジネスモデルの登場の容易化を通じたサービスの多様化を実現する必要がある。また、市場支配力の認定に際しては、レイヤー縦断型のビジネスモデルが今後増加することを念頭に置きつつ、特定のレイヤーにおける市場支配力が他のレイヤーで濫用されていないかどうかを含め、市場支配力の認定の方法について、改めて詳細な検討を行っていくことが求められる。	上位レイヤー市場は創成期にあり、創業者リスクを負いつつ事業展開すること、加えて、事業が成功した場合には、一定の創業者利益を認めることが、このような分野の市場の発展・活性化や取り組み意欲の向上につながることを踏まえると、サービス提供にタイムラグがあることは容認されるべきものである。この点は「市場支配的」とされているか否かに左右されるものではなく、「市場支配的な事業者」に対してだけ規制をかける合理的な根拠はない。そもそも移動体通信市場における競争は十分進展しているところであり、料金・アクセスチャージの低廉化、サービスの多様化も考慮すると、非対称規制の必要性は乏しいものである。また、機能のアンバンドルニーズが生じるか否かに関わら	削除
P.66	(2) 市場支配的事業者の保有する機能のアンバンドル化また、「P化が進展する中、コンテンツプロバイダ等の視点に立てば、特に市場支配的な通信事業者の保有するプラットフォームレイヤーの機能のオープン化(アンバンドル化)が重要であり、かつ当該レイヤーは技術革新が激しい分野であることを念頭に置きつつ、アンバンドル化の対象となる機能については、柔軟にその対象範囲の見直しを図っていく必要がある。	ず、全ての上位レイヤーサービスについて、予めアンバンドル機能を具備することに伴う必要な期間やコストをふまえると、競争上不当に不利な立場となるばかりか、ユーザの利便性も損なう恐れが高いことから規制として適切ではない。 公正競争の観点から、「モード等のプラットフォームのオープン化を自主施策として実施予定としているところであり、この評価が定まる以前に機能のアンバンドル義務規制を前提とするのは時期尚早である。 諸外国では、移動体通信事業者に対して機能のアンバンドルを前提とした規制は存在せず、規制として突出したものである。(別紙参照)	(2) <u>ボトルネック設備に</u> <u>係る</u> 機能のアンバンド ル化 削除

別紙

### 諸外国のアンバンドル義務の状況

		英国	フランス	イタリア	ドイツ	米国
移動体事業者	アンバンドル義務	なし	なし	なし	なし	なし
E	事 規制内容 ・加入者回線へのアンバンドル化されたアクセスのための約款の公表 ・透明、公正、及び非差別の条件で妥当な要請に応じること ・アクセス及び関連する設備に関するチャージ料金についてはコストベースに基づくこと					既存地域系事業者に
回定事業者					づくこと	・加入者回線 ・ローカル交換機及びタンデム交換機 ・局間伝送路 ・ネットワークIF装置 ・信号網及び通話関連DB ・運用支援システム機能 ・オペレータサービス及び番 号案内サービス の7要素に関してアンバンドルしなければならない 利用料金はLRIC
	加入者回線料金 (ロ-カルル-プ料金)	認可	事後規制 (協定の事後届出)	認可	認可	協定の州委員会へ の認可